

関係各位

大阪高等裁判所 決定のご報告

2024年（令和6年）3月28日

社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会

理事長 高 田 英 一

1 はじめに

2023（令和5）年5月12日報告のとおり、さんさん山城の職員2名による利用者Aさんに対する虐待事件が、2022（令和4）年10月に発生しました。

京都地方裁判所は、2023年12月4日、職員2名による当法人に対する懲戒処分之差止め等を求める仮処分命令申立事件について、申立てを却下する旨決定しました（2023年12月6日報告）。

その後職員2名は、上記決定を不服とし昨年12月6日付けで、大阪高等裁判所に対し仮処分命令申立て却下決定に対する抗告を申し立て、虐待の事実はない等と主張しました。

2 大阪高等裁判所の決定

大阪高等裁判所は、2024（令和6）年3月25日、職員2名による上記抗告を棄却する旨決定しました。

大阪高等裁判所は、就労継続支援B型の事業所で就労する障害者に対し、「その後の就労や生活について配慮することなく、直ちに利用契約を解除する旨伝えることは、契約の即時解除につき正当な理由がある場合を除き、障害者に対する心理的虐待及び放棄・放置に当たるとみるべきものである」とし、本件では、「契約を解除することにつき、緊急性も利用者Aの側の背信行為等の解除事由も認めることができず、本件無催告解除に正当性があるとはいえない」と判断しました。

この結果、虐待がなかったとする職員2名の主張に理由のないことが、より一層明確になりました。

3 その他

職員2名は当法人に対し、本年2月16日、本年3月3日をもって退職する旨、届を提出し退職しました。

なお、職員2名による懲戒処分差止請求の本案訴訟は、なお京都地方裁判所に係属しております。

当法人は、虐待の再発防止に向け、最善を尽くす所存です。

あらためて被害に遭われた方にお詫びするとともに、各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以 上